

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和5年8月23日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 令和6年4月入所に向けた保育施設利用申込みの受付について・・・・・・・・・・	2

(教育委員会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和5年8月23日

件名	令和6年4月入所に向けた保育施設利用申込みの受付について																									
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																									
内容	<p>1 令和6年4月入所に向けた保育施設利用申込みの受付について 認可保育所、区立認可外保育施設、認定こども園（長時間利用）、小規模保育及び家庭的保育の利用申込みの受付について、以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 利用申込対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 区立・私立認可保育所 イ 区立認可外保育施設 ウ 区立・私立認定こども園（長時間利用） エ 地域型保育（小規模保育・家庭的保育） <p>(2) 利用申込案内の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 開始日 令和5年10月23日（月）から イ 配布場所 <table border="1" data-bbox="512 1048 1385 1462"> <thead> <tr> <th>配布場所</th> <th>配布時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども施設入園課 （区役所中央館3階）</td> <td rowspan="2">開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td> </tr> <tr> <td>区立・私立認可保育所 区立認定こども園</td> <td>開園時刻から閉園時刻まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 利用申込受付期間 令和5年11月20日（月）～12月5日（火）</p> <table border="1" data-bbox="480 1603 1385 1977"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付場所・方法</th> <th colspan="3">○…受付可 △…一部可 ×…受付不可</th> <th rowspan="2">受付時間</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン申請</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>24時間受付</td> </tr> <tr> <td>区役所特設会場</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>△</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 11月23日（木・祝）、25日（土）、12月2日（土）、3日（日）は、区役所特設会場での受付は行わない。</p>	配布場所	配布時間	子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで	受付場所・方法	○…受付可 △…一部可 ×…受付不可			受付時間	平日	土	日	オンライン申請	○	○	○	24時間受付	区役所特設会場	○	×	△	午前9時から午後4時まで
配布場所	配布時間																									
子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで																									
足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）																										
区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで																									
受付場所・方法	○…受付可 △…一部可 ×…受付不可			受付時間																						
	平日	土	日																							
オンライン申請	○	○	○	24時間受付																						
区役所特設会場	○	×	△	午前9時から午後4時まで																						

(4) スケジュール

令和5年10月23日(月)	利用申込案内の配布開始
11月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
11月20日(月)	利用申込受付開始
12月5日(火)	利用申込受付締切
12月～	利用調整
令和6年2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

2 令和6年4月入所における主な見直し点

保育施設等の利用調整に係る「調整指数表」及び「実施指数が同点時の優先順位」について、以下のとおり見直しを行う。

なお、この規定は令和6年4月入所分（令和5年11月20日～12月5日受付）から適用する。

(1) 保育施設の閉園・休園等に対応するための指数の見直し

ア 調整指数表の調整指数番号20「青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児の場合」の改正（加点4点）

(ア) 改正理由

上記保育施設の閉園・休園等に対応するため。

(イ) 改正内容

上記保育施設在籍児の「年齢上限による卒園」を「年齢上限による卒園等」に改正し、4月から新たに利用を希望する場合に4点加点する。

イ 調整指数表の調整指数番号21「東京都認証保育所等の在籍児の場合」の改正（加点4点）

(ア) 改正理由

東京都認証保育所等の閉園・休園等に対応するため。

(イ) 改正内容

東京都認証保育所等の在籍児の「年齢上限等による卒園」を「年齢上限による卒園等」に改正し、4月から新たに利用を希望する場合に4点加点する。

(2) きょうだい希望保育施設に在籍中の入所申込児童に対する実施指数が同点時の優先順位の見直し

ア 改正理由

入所申込児童のきょうだい希望保育施設に在籍中でも待機となる事例が多くあり、配慮が必要なため。

イ 改正内容

優先順位5番目の「希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する（在籍児のいる施設に限る）」を優先順位1番目に繰り上げ、現行の優先順位1番目から4番目を1つずつ繰り下げる。

3 小規模保育、家庭的保育等の卒園後の預け先の確保

小規模保育・家庭的保育（保育ママ）等を卒園する児童全員を対

象とし、区内全体で受入枠を確保した上で、一般分に先行して入所申込みを受け付ける「先行利用調整」を実施する。

(1) 対象施設・対象者

- ア 連携実施園（メリーポピンズ北千住ルーム）を除く、全ての小規模保育・家庭的保育（保育ママ）を卒園予定の2歳児
- イ 青井おひさま保育園及びコンビプラザ東和三丁目保育園を卒園予定の2歳児

(2) 募集人数

200人（見込数）

- ※ 募集人数は各園の意向によって増加する可能性がある。
- ※ 先行利用調整に申込みしない場合、又は待機になった場合でも、通常の令和6年4月入所申込みが可能

【参考】過去の申込状況等

年月	申込者数	内定者数	内定率
令和4年4月	142人	113人	80%
令和5年4月	123人	103人	84%

- ※ 待機になった方も最終的に保育施設又は幼稚園に内定している。

4 保育コンシェルジュによる相談体制

令和6年4月利用申込みに向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細やかな相談を実施していく。

【参考】保育コンシェルジュ利用延べ人数 単位：人

場所	令和3年度	令和4年度	増減
区役所	2,151	2,507	356
オンライン説明会	27	644	617
オンライン相談	427	336	▲91
子育てサロン	188	263	75
合計	2,793	3,750	957

5 今後の対応

あだち広報10月25日号に案内記事を掲載するほか、足立区ホームページでも周知を図る。また、利用調整後の空き状況等に応じて、更なる利用調整の実施を検討する。

足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表（調整指数表） 新旧対照表（案）

改正前			改正後		
番号	条件	指数	番号	条件	指数
1～19	略	略	1～19	略	略
20	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、 <u>年齢上限による卒園</u> により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4	20	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、 <u>年齢上限による卒園等</u> により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4
21	東京都認証保育所等の在籍児で、 <u>年齢上限等による卒園</u> により、4月から新たに利用を希望する場合	4	21	東京都認証保育所等の在籍児で、 <u>年齢上限による卒園等</u> により、4月から新たに利用を希望する場合	4
22～27	略	略	22～27	略	略

5

実施指数が同点時の優先順位 新旧対照表（案）

改正前		改正後	
番号	条件	番号	条件
1	区内在住者（転入予定者含む）を優先する	<u>1</u>	<u>希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する</u>
2	ひとり親世帯を優先する	2	区内在住者（転入予定者含む）を優先する
3	世帯における保護者の実施基準指数の最高位の者を比較し、実施基準指数が高い世帯を優先する	3	ひとり親世帯を優先する
4	実施基準指数の合計が高い世帯を優先する	4	世帯における保護者の実施基準指数の最高位の者を比較し、実施基準指数が高い世帯を優先する
<u>5</u>	<u>希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する</u>	5	実施基準指数の合計が高い世帯を優先する
6～18	略	6～18	略